

## 配分金収入等に対する所得税の取扱いについて

(令和5年7月20日現在)

会員の配分金の収入は、所得税法上の「雑所得」に該当するとされています。雑所得の金額は、次の(1)から(3)の合計額とされています。

また、会員の配分金は、次の「(2)業務に係るもの」に該当します。

(1) 公的年金等

収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等の雑所得

(2) 業務に係るもの

総収入金額－必要経費＝その他の雑所得

(注) 業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。令和4年以後の所得税において、業務に係る雑所得を有する場合で、その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える方は、「現金預金取引等関係書類」を保存しなければならないこととされています。

(3) (1)、(2)以外のもの

総収入金額－必要経費＝その他の雑所得

[控除できる額等について]

1 基礎控除

基礎控除は、ほかの所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に控除されます。基礎控除の額は、合計所得金額に応じて異なりますが、個人の合計所得金額が2,400万円以下の場合には48万円とされています。

2 雑所得、給与所得の控除

雑所得の所得金額の計算については、これらの所得の金額の計算上その「収入総額」(※1)から控除する必要経費(※2)が55万円(※3)未満となる場合は、実際の必要経費がなくても、最低55万円までの必要経費の控除ができるとされています。

また、会員が、シルバー派遣等による「給与所得」も有する場合は、55万円(家内労働者等の必要経費の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額)から「給与所得控除額」を控除した残額を限度として必要経費の控除ができるとされています(※4)。

さらに、会員が公的年金を受給しているときは、配分金収入や給与収入とは別に、公的年金等の控除を受けることができるとされています。「公的年金等控除額」は、受給者の年齢、年金の収入金額に応じて定められています。

(※1) 「収入総額」とは、課税される前の金額をいいます。

(※2) 「必要経費」とは、原則、雑所得等を得るために直接要した費用をいい、会員がセンターから提供された請負就業の完成、遂行に直接要した費用が該当します。例えば、センターから提供された仕事の完成、遂行に要した材料費等で会員自ら負担した費用や、就業場所への往復に要した交通費が該当します。通常、会員の請負就業に要した必要経費が1年で55万円以上となるケースは少ないと考えられます。

(※3) 「55万円」の適用については、令和2年分以後の所得税について適用されます(令和元年年分までは65万円となります。)

(※4) 令和2年度分以降は、基礎控除額が48万円となり、家内労働者等の必要経費の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円であることから、その年の総収入金額が103万円以下の場合、総所得金額が基礎控除額の48万円以下となるので、本人に所得税は課されず、また、扶養者の所得税額の計算上、配偶者控除あるいは扶養控除の対象となります。

また、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除、及びその他の控除については、郡山税務署までお問い合わせください。